

大阪市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市港湾施設条例施行規則（平成21年大阪市規則第79号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係） 〔表 別紙2 挿入〕 第3号様式（第5条関係）（A4） 〔ア 略〕 イ 運河用 〔様式 別紙4 挿入〕 〔ウ 略〕	別表第1（第2条関係） 〔表 別紙1 挿入〕 第3号様式（第5条関係）（A4） 〔ア 同左〕 イ 運河用 〔様式 別紙3 挿入〕 〔ウ 同左〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

- 1 この規則は、令和6年12月23日から施行する。

[別表第1 別紙1]

施設の種類	名称	位置
[同左]		
波除堤	北海岸通船だまり波除堤	阪神港大阪区第2区
[同左]	[同左]	[同左]
[同左]		

[別表第1 別紙2]

施設の種類	名称	位置
[略]		
波除堤	夢洲波除堤	大阪市此花区夢洲中1丁目地先
	北海岸通船だまり波除堤	阪神港大阪区第2区
	[略]	[略]
[略]		

運河占用許可申請書

年 月 日

大阪市長 様

申請者 住所
氏名
電話

〔法人にあつては事務所の所
在地、名称・代表者氏名〕

大阪市港湾施設条例第4条第2項の規定により、運河の占用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

種 類	1 工作物等の築造を伴う占用 2 工作物等の築造を伴わない占用	面 積	m ²
施 設 名 及 び 場 所	1 天保山運河 港区 2 福島堀 大正区	丁目	番地先
目 的			
期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
新 規 継 続 別	新規・継続	前占用許可	年 月 日 大阪市指令 第 号

- 備考 1 該当事項は、○印で囲んでください。
2 場所等を示す図面その他必要書類を添付してください。
3 工作物その他の物件を築造して占用しようとするときは、理由書、仕様書、設計書及び図面その他必要な書類を添付してください。

運河占用許可申請書

年 月 日

大阪市長 様

申請者 住所
氏名
電話

〔法人にあつては事務所の所
在地、名称・代表者氏名〕

大阪市港湾施設条例第4条第2項の規定により、運河の占用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

種類	1 工作物等の築造を伴う占用 2 工作物等の築造を伴わない占用	面積	m ²
施設名 及び場所	1 天保山運河 港区 2 福町堀 大正区	丁目	番地先
目的			
期間	年 月 日から 年 月 日まで		
新規継続別	新規・継続	前占用許可	年 月 日 大阪市指令 第 号

- 備考 1 該当事項は、○印で囲んでください。
2 場所等を示す図面その他必要書類を添付してください。
3 工作物その他の物件を築造して占用しようとするときは、理由書、仕様書、設計書及び図面その他必要な書類を添付してください。